



## 契約書の読み方①後半 ～秘密保持契約書(NDA)～

〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-12-15赤坂門プライムビル9F

TEL 092-738-8760 FAX 092-303-8560

<https://jwater-group.com/law/>



Facebookにて  
最新情報を届けしております

### 秘密情報の複製

「受け取った資料はコピーをとってもいいんですか。」

文書や電磁的記録媒体などで受領した情報については、コピー（複製）を行えるかどうかという点も問題になります。秘密情報の複製について特に定めがない場合には、情報の受領者は、秘密保持契約上の他の義務に反しない限り、自由に秘密情報を複製することができるというのが原則です。

しかし、情報の開示者からすると、情報の受領者が自由に秘密情報を複製できることになると、情報の受領者が秘密情報を漏洩させるリスクが高まるため、複製を制限しておきたいと考えるでしょう。

そのため、**情報の開示者の立場からすると**、1番目の複製等を禁止する条項案のように、「**秘密情報を複製等してはならない**」と定めるか、もしくは、2番目の複製等を承諾制とする条項案のように「**複製等をするときは開示者の承諾を得なければならない**」と定めておくとよいでしょう。

一方、**情報の受領者の立場からすると**、社内での検討や外部の者に共有する必要があるなどの理由により秘密情報の複製を予定しているときは、3番目の複製等を認める条項案のように、「**開示目的のために必要な範囲において秘密情報を複製等できる**」と定めておくとよいでしょう。



パートナー弁護士  
認定実務IPO  
プロフェッショナル

橋本 道成

#### ① (秘密情報の複製等を禁止する条項例)

情報の受領者は、秘密情報を複写、複製、改変等してはならない。

#### ② (秘密情報の複製を承諾制とする条項例)

情報の受領者は、事前に情報の開示者の書面による承諾を得た上で、秘密情報の開示目的のために必要な範囲においてのみ秘密情報を複製することができる。

#### ③ (秘密情報の複製を認める条項例)

情報の受領者は、必要な範囲において秘密情報を複製することができる。

### 第三者への開示

秘密情報の受領者は、守秘義務を負うため、基本的には契約当事者以外の第三者に秘密情報を開示することはできません。しかし、受領者は、秘密情報の開示目的の達成のために、第三者に秘密情報を開示する必要がある場合があります。第三者とは、具体的には、関連会社、業務委託先、弁護士などのアドバイザー、自己及び関連会社の役員及び従業員などが考えられます。

情報の受領者の立場からすると、このような第三者に秘密情報を開示することを予定している場合は、「**それらの第三者には、開示者の事前同意なく、秘密情報を開示できる**」と定める必要があります。一方、情報の開示者の立場からすると、関係者とはいえ、第三者に開示されると情報が漏洩する可能性が高まるので、第三者への開示については限定的、もしくは、禁止してほしいと考えるでしょう。



アソシエイト弁護士  
認定実務IPO  
プロフェッショナル

白田 晴夏

## 秘密情報の返還・破棄義務

「受け取った情報は検討した後はどうすればいいのでしょうか。」

### ① (情報の開示者に有利な条項案)

1. 情報の受領者は、本契約終了後又は情報の開示者からの請求があった場合は、開示、提供された秘密情報をについて、原本及び複製物を返還又は廃棄等必要な措置を講じなければならない。
2. 情報の受領者は、情報の開示者が請求した場合には、速やかに前項に基づく廃棄等がなされたことを証明する書面を情報の開示者に対して提出しなければならない。

### ② (中立的な条項案)

情報の受領者は、本契約が終了したときは、情報の受領者は保持する秘密情報を速やかに返還又は破棄する。

**情報の開示者の立場からすると、秘密情報が情報の受領者から漏えいすることを防ぐために、受領者に対して、一定の場合に、秘密情報を返還または破棄することを義務づけたいと考えるのが通常だと思います。** 1番目の情報の開示者に有利な条項案のように、「**情報の受領者は、開示者から請求があったときは、秘密情報を返還・破棄しなければならない**」と定めると、情報の開示者は、必要な場合にはいつでも秘密情報の返還・破棄を求めることができます。

また、秘密情報を複製することを認めている場合には、複製物も返還や破棄の対象とする必要もあります。

一方、**受領者としては、情報の開示者から要請があった場合にはいつでも秘密情報を返還しなければならない**とすると、情報の開示者からいつ返還を求められるかが分からず、開示目的を達成できないおそれがあります。そのため、このような規定は削除するか、削除が難しい場合は、本契約が終了したときなどに限定して秘密情報の返還・破棄義務を定めるとよいです。

#### ・秘密情報を返還・破棄したことの証明書の発行義務

秘密情報の受領者は、自分の事業所などの管轄内で秘密情報を破棄することが通常であるため、開示者は、本当に秘密情報が破棄されたかどうかを確認することができません。

そこで、**開示者としては、秘密情報の管理を徹底するために、「受領者は、開示者が要請した場合には、秘密情報を破棄したことの証明書を発行しなければならない」と定めることもあります。**

【バロンくんからのワン🐶ポイント】



©HARUKA SHIRATA

契約書を見ていたら、返還・破棄義務に「開示者からの請求があった場合」が抜けていることがあったり、複製物が返還等の対象に含まれていないことが多いから注意してね。

## 第2回オンラインセミナーのご案内

テーマ：SNSを巡るコンプライアンス管理

- ・日時 2023年10月11日（水）  
15時～15時30分
- ・URL <https://vivit.video/s/142/CB2nIDfb4Sq>



第2回は、SNSの利用に関するコンプライアンス管理についてお話しします。

SNSの活用方法や不用意な投稿により炎上してしまった具体例を交えつつ、どのような予防方法を講じるべきか、また、炎上してしまった場合にどのような対応が必要となるか、についてお話しさせていただく予定です。

第3回オンラインセミナーのご案内

テーマ：業種別法務セミナー①（Eコマース） 日時 2023年11月8日（水）15時～15時30分